

第2回南魚沼市地域公共交通協議会（書面議決）結果

1 通知発送日

令和3年8月11日

2 協議方法

- ・会議の開催に代えて書面による議決を実施
- ・南魚沼市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により議決内容を周知し、回答を依頼

3 協議事項

1. 上田・泉田コースの上田農村環境改善センター停留所の設置について
2. 上田・泉田コースの早川公民館停留所の設置について
3. 浦佐・五箇コースのJA浦佐支店停留所の設置について
4. 石打・竹俣コースの工事による迂回について
5. 五十沢・大月コースの清水瀬停留所の設置について
6. 五十沢・大月コースの時刻表の変更について
7. 生活交通確保維持改善計画の変更について
8. 路線バス六日町一小出線の魚沼基幹病院への延伸について

4 協議結果

【回答状況】

委員数：21人（会長を除く）

回答数：21人

無回答：0人

委員の過半数の回答があったため協議会開催が成立（協議会規約第9条第2項）

【回答結果】

- 協議事項 1. 上田・泉田コースの上田農村環境改善センター停留所の設置について
「承認する」と回答した委員数：21人
「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

- 協議事項 2. 上田・泉田コースの早川公民館停留所の設置について
「承認する」と回答した委員数：21人
「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

- 協議事項 3. 浦佐・五箇コースの JA 浦佐支店停留所の設置について
「承認する」と回答した委員数：21人
「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

- 協議事項 4. 石打・竹俣コースの工事による迂回について
「承認する」と回答した委員数：21人
「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項 5. 五十沢・大月コースの清水瀬停留所の設置について

「承認する」と回答した委員数：21人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項 6. 五十沢・大月コースの時刻表の変更について

「承認する」と回答した委員数：21人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項 7. 生活交通確保維持改善計画の変更について

「承認する」と回答した委員数：21人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項 8. 路線バス六日町一小出線の魚沼基幹病院への延伸について

「承認する」と回答した委員数：21人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

協議事項 1 : 上田・泉田コースの上田農村環境改善センター停留所の設置について
【資料 No. 1、2】

本市医療対策推進本部の下部組織の1つである「まちづくり推進タスクフォース」では、上田地区をモデル地区とし、各種教室の実施、交通網の整備を行うことにより持続可能な医療体制の構築を推進しています。上田農村環境改善センターを活動拠点として各種教室を実施するとともに、その拠点と市民病院を結ぶ交通を整えるため、上田・泉田コースに上田農村環境改善センター停留所を設置します。

それに伴い路線が変更となるため、広道（佐藤鉄筋前）停留所を廃止し、代わりに広道公民館停留所を設置します。

令和3年10月1日から変更予定です。

このことにより、地域公共交通網形成計画の施策①に「地域内交通の見直し、再編」を掲げていますが、広道区付近で運行している路線バス六日町一沢口ー清水線との重複が解消されその前進が図れます。

協議事項 2 : 上田・泉田コースの早川公民館停留所の設置について

【資料No. 2、3】

早川区からの要望を受け、今まで市民バスの停留所がなかった当該行政区に上田・泉田コースの停留所を設置します。

令和3年10月1日から変更予定です。

協議事項 3 : 浦佐・五箇コースのJA浦佐支店停留所の設置について

【資料No. 4、5】

JA浦佐支店が雪国おくにじまん会館から天王町に移転したことで、移転先の支店に市民バスの停留所設置の要望が提出されていきました。これを受け、浦佐・五箇コースに停留所を設置します。

それに伴い路線が変更となるため、浦佐・五箇コースの鈴懸停留所を廃止し、代わりに鈴懸南停留所を設置します。ただし、浦佐・五箇コースの以外の鈴懸停留所は現状のままとなります。

また、上越新幹線下り浦佐駅16:11発に接続するため、当該コース11便の魚沼基幹病院出発時刻を5分早めます。

令和3年10月1日から変更予定です。

協議事項 4 : 石打・竹俣コースの工事による迂回について 【資料No. 6】

石打・竹俣コースの泉盛寺停留所から早稲田屋酒店停留所の間、県道石打停車場・塩沢線の工事のため迂回して運行します。停留所と時刻表の変更はありません。

令和3年10月1日から3年程度の迂回運行となる見込みです。

協議事項5：五十沢・大月コースの清水瀬停留所の設置について【資料No. 7、8】

清水瀬区からの要望を受け、今まで市民バスの停留所がなかった当該行政区に五十沢・大月コースの停留所を設置します。

令和3年10月1日から変更予定です。

協議事項6：五十沢・大月コースの時刻表の変更について【資料No. 8】

五十沢・大月コースにて、3便が六日町方面に到着してから4便が出発するまでの時間が短く、市民バスの利用者が用事を済ませる時間があまり取れなかったことから、4便が出発する時刻を30分遅らせます。

令和3年10月1日から変更予定です。

協議事項7：生活交通確保維持改善計画の変更について【資料No. 9】

1. 生活交通確保維持改善計画変更の内容

上田・泉田コースの上田農村環境改善センター停留所設置により、系統キロ程が変更となります。石打・竹俣コースの迂回により、系統キロ程が変更となります。五十沢・大月コースの清水瀬停留所設置により、起点が土沢入口から清水瀬に変更となり、系統キロ程が変更となります。(赤字部分が変更箇所となります)

2. 生活交通確保維持改善計画とは

地域公共交通の確保・維持・改善のために、南魚沼市地域公共交通協議会が、地域の実情のニーズを的確に把握しつつ、協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画。

計画を策定することにより、バス事業者が国の地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統補助)の支援を受けることができます。

3. 地域内フィーダー系統とは

バス停留所、鉄道駅において、地域間交通ネットワーク(複数市町村にまたがるバス、鉄道)と接続するバス系統を指します。

地域内フィーダー系統補助の対象となっている路線は

- ・城内コース
- ・五十沢・大月コース
- ・大巻・泉コース
- ・上田・泉田コース
- ・石打・竹俣コース
- ・中之島・吉里コース

協議事項 8 : 路線バス六日町—小出線の魚沼基幹病院への延伸について【資料No. 10】

路線バス六日町—小出線は、現在六日町駅から浦佐駅を経由して魚沼市の羽根川まで1日8往復運行していますが、そのうち3往復について、魚沼基幹病院まで延伸して運行します。

令和3年10月1日から変更予定です。

このことにより、地域公共交通網形成計画の施策①に「幹線交通の市内主要施設へのアクセスの強化」を掲げていますが、新たに幹線交通が魚沼基幹病院を経由しその前進が図れます。

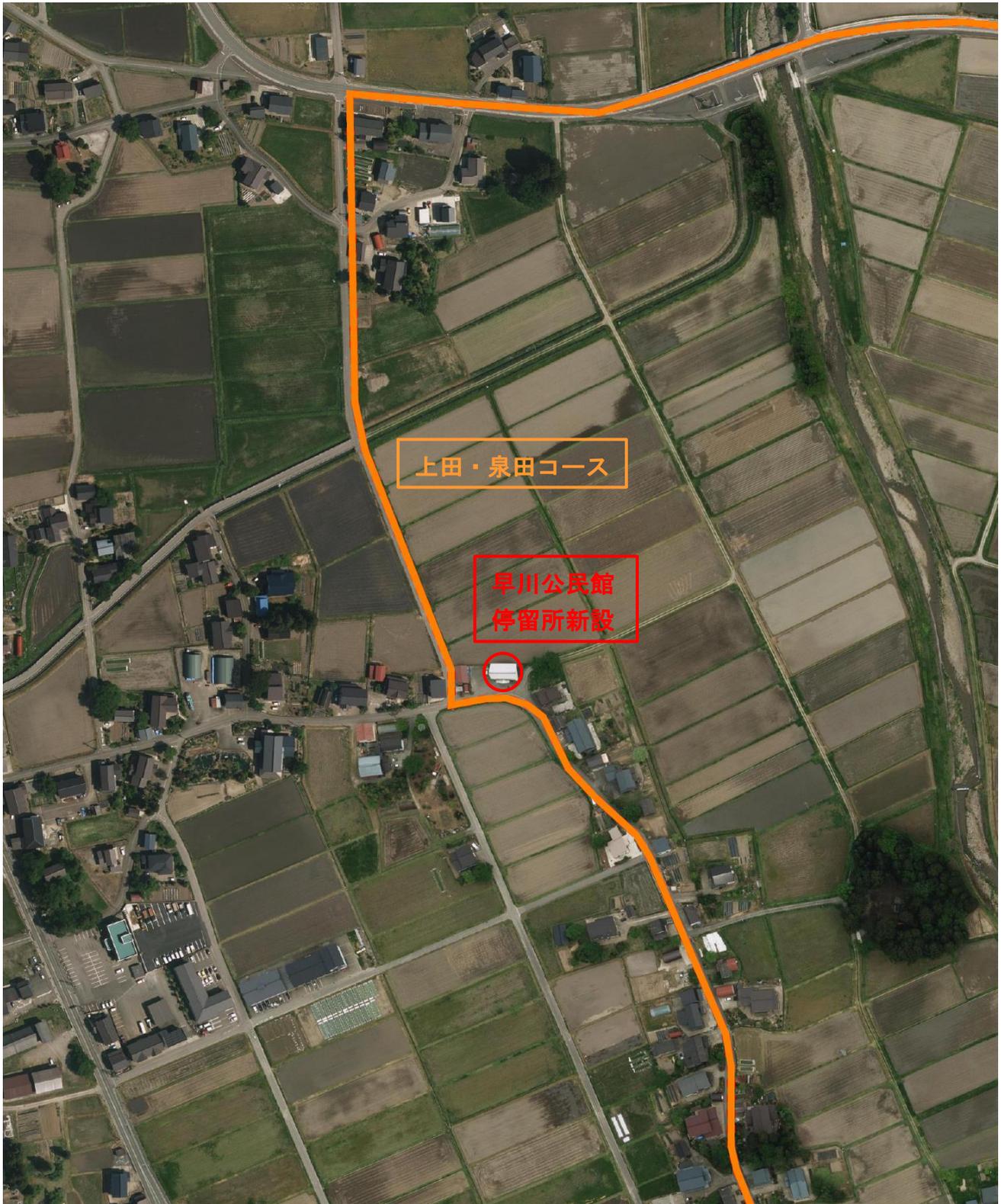


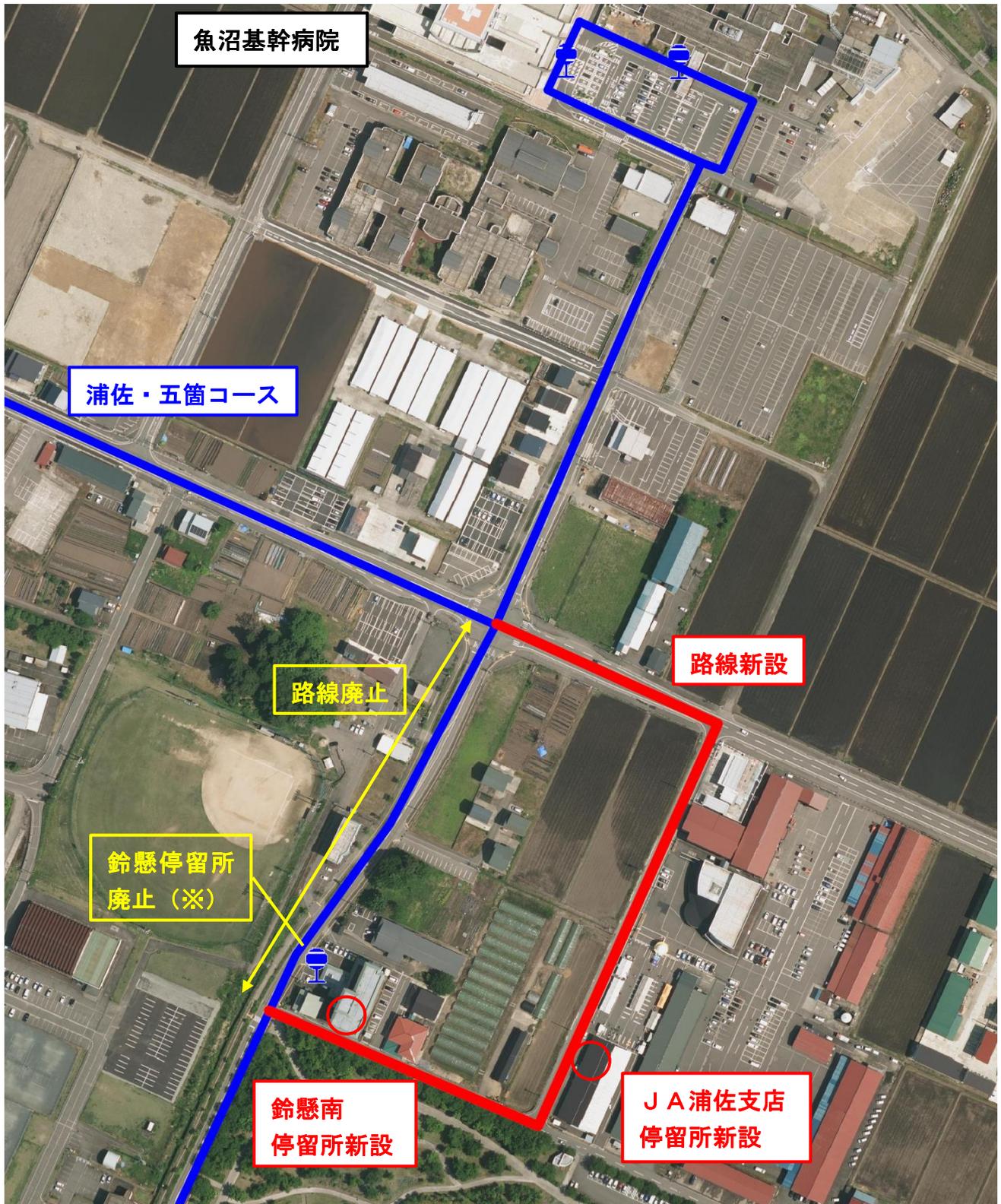
上田・泉田コース

	1便	3便
小松沢十字路	8:45	13:20
滝谷村中	8:46	13:21
貝瀬材木自宅前	8:47	13:22
まきはたの里	8:48	13:23
一之沢	8:52	13:27
新明建設	8:55	13:30
沢口バス停	8:56	13:31
上神字(上姥沢入口)	8:57	13:32
姥台公民館	8:59	13:34
台上入口	9:00	13:35
高棚登口	9:01	13:36
横新田	9:03	13:38
芝野入口(かどや前)	9:04	13:39
上田農村環境改善センター	9:06	13:41
広道公民館	9:07	13:42
阿部電気商会	9:08	13:43
掛之下公民館	9:09	13:44
槻岡寺入口	9:10	13:45
枝吉集会所	9:12	13:47
早川公民館	9:14	13:49
横道	9:16	13:51
雲洞公民館	9:17	13:52
長表公民館	9:19	13:54
金城の里	9:23	13:58
西泉田公民館	9:28	14:03
藤島眼科医院	9:32	14:07
銀嶺タクシー前	9:33	14:08
六日町駅前	9:34	14:09
六日町駅前	9:35	14:10
南魚沼市役所	9:36	14:11
南魚沼市民病院	9:43	14:18
コメリ・原信	9:45	14:20
福祉センターしらゆり	9:47	14:22

2021年10月01日 改正

	2便	4便
福祉センターしらゆり	12:07	15:25
コメリ・原信	12:09	15:27
南魚沼市民病院	12:11	15:29
南魚沼市役所	12:18	15:36
六日町駅前	12:19	15:37
六日町駅前	12:20	15:38
銀嶺タクシー前	12:21	15:39
藤島眼科医院	12:22	15:40
西泉田公民館	12:26	15:44
金城の里	12:31	15:49
長表公民館	12:35	15:53
雲洞公民館	12:37	15:55
横道	12:38	15:56
早川公民館	12:40	13:58
枝吉集会所	12:42	16:00
槻岡寺入口	12:44	16:02
掛之下公民館	12:45	16:03
阿部電気商会	12:46	16:04
広道公民館	12:47	16:05
上田農村環境改善センター	12:48	16:06
芝野入口(かどや前)	12:50	16:08
横新田	12:51	16:09
高棚登口	12:53	16:11
台上入口	12:54	16:12
姥台公民館	12:55	16:13
上神字(上姥沢入口)	12:57	16:15
沢口バス停	12:58	16:16
新明建設	12:59	16:17
一之沢	13:02	16:20
まきはたの里	13:06	16:24
貝瀬材木自宅前	13:07	16:25
滝谷村中	13:08	16:26
小松沢十字路	13:09	16:27



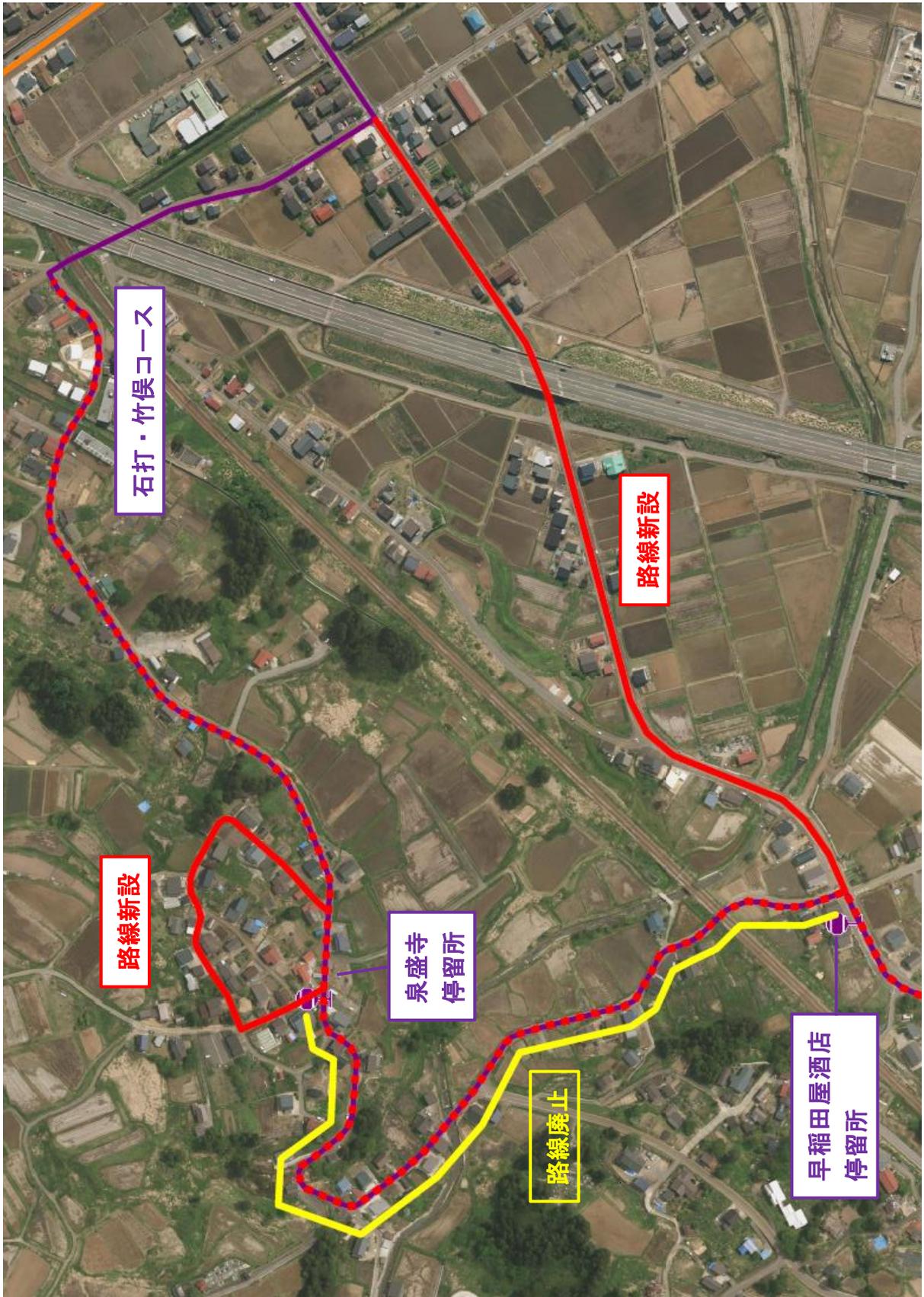


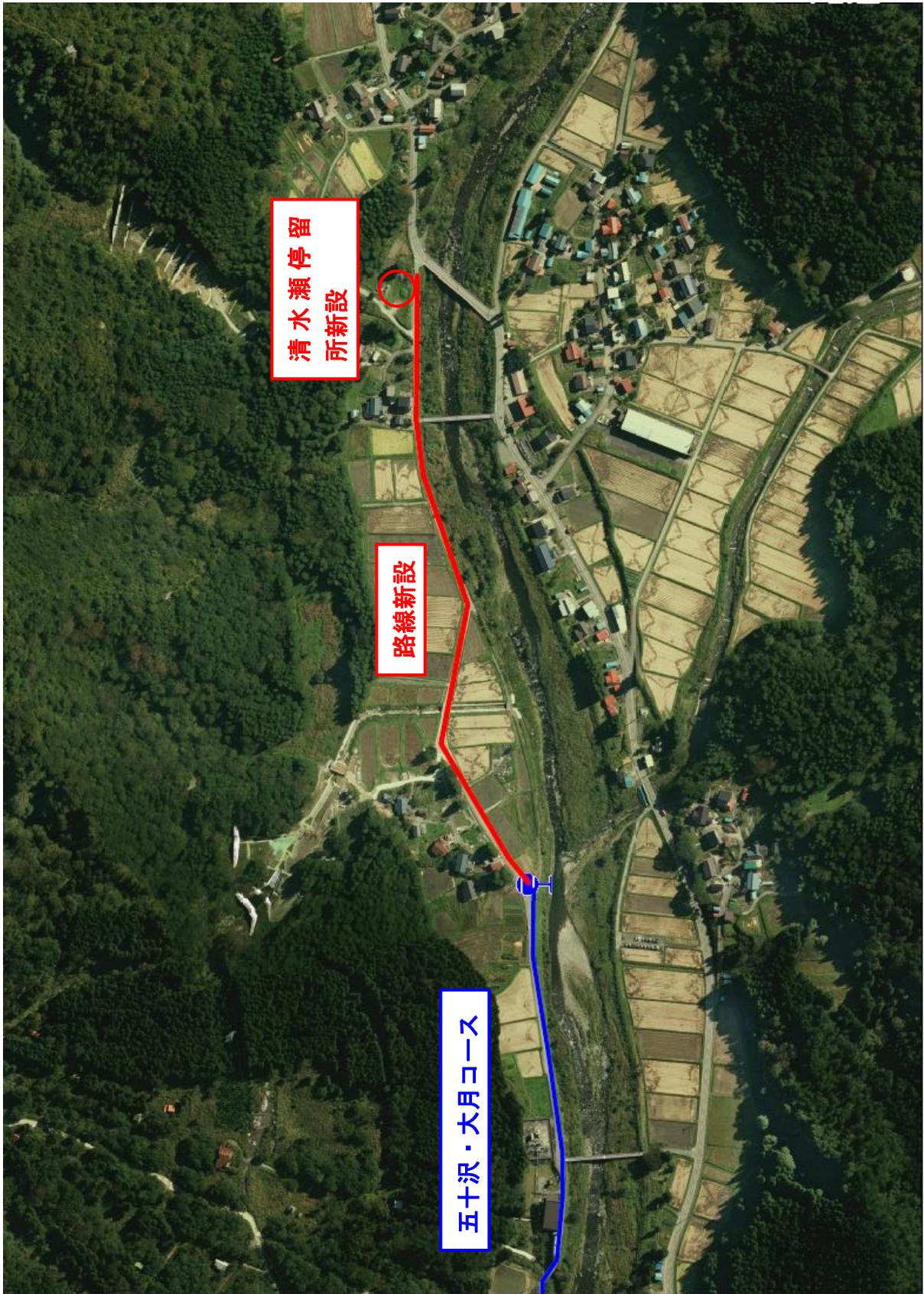
※浦佐・五箇コースのみの変更です。他のコースは変更しません。

浦佐・五箇コース

2021年10月01日 改正

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便
魚沼基幹病院	7:49	8:29	8:59	9:44	10:14	11:29	12:29	13:29	14:29	14:59	15:54
ゆきぐに大和病院	7:50	8:30	9:00	9:45	10:15	11:30	12:30	13:30	14:30	15:00	15:55
新潟県信用組合 大和庁舎	↓ ↓	↓ ↓	9:04	↓ ↓	10:19	↓ ↓	12:34	↓ ↓	↓ ↓	15:04	↓ ↓
浦佐交番前	↓ ↓	↓ ↓	9:06	↓ ↓	10:21	↓ ↓	12:36	↓ ↓	↓ ↓	15:06	↓ ↓
浦佐交番前	7:54	8:34	9:08	9:49	10:23	11:34	12:38	13:34	14:34	15:08	16:00
浦佐屋	7:57	8:37	9:11	9:52	10:26	11:37	12:41	13:37	14:37	15:11	16:03
禎島屋	7:58	8:38	9:12	9:53	10:27	11:38	12:42	13:38	14:38	15:12	16:04
桐油屋	7:59	8:39	9:13	9:54	10:28	11:39	12:43	13:39	14:39	15:13	16:05
田町駅角	8:00	8:40	9:14	9:55	10:29	11:40	12:44	13:40	14:40	15:14	16:06
浦佐駅西口	8:01	8:41	9:15	9:56	10:30	11:41	12:45	13:41	14:41	15:15	16:07
北越銀行前	8:03	8:43	9:17	9:58	10:32	11:43	12:47	13:43	14:43	15:17	16:09
町屋	↓ ↓	↓ ↓	9:24	↓ ↓	10:39	↓ ↓	12:54	↓ ↓	↓ ↓	15:24	↓ ↓
岩山	↓ ↓	↓ ↓	9:25	↓ ↓	10:40	↓ ↓	12:55	↓ ↓	↓ ↓	15:25	↓ ↓
境川	↓ ↓	↓ ↓	9:27	↓ ↓	10:42	↓ ↓	12:57	↓ ↓	↓ ↓	15:27	↓ ↓
清鱗前	8:05	8:45	9:32	10:00	10:47	11:45	13:02	13:45	14:45	15:32	16:11
天王町交差点	8:06	8:46	9:33	10:01	10:48	11:46	13:03	13:46	14:46	15:33	16:12
JA浦佐支店	8:08	8:48	9:35	10:03	10:50	11:48	13:05	13:48	14:48	15:35	16:14
鈴懸南	8:09	8:49	9:36	10:04	10:51	11:49	13:06	13:49	14:49	15:36	16:15
魚沼基幹病院	8:11	8:51	9:38	10:06	10:53	11:51	13:08	13:51	14:51	15:38	16:17
ゆきぐに大和病院	8:12	8:52	9:39	10:07	10:54	11:52	13:09	13:52	14:52	15:39	16:18





五十沢・大月コース

	1便	3便
清水瀬	8:43	13:19
土沢入口	8:44	13:20
小川集落センター	8:46	13:22
小川入口	8:47	13:23
畔地	8:48	13:24
畔地新田	8:49	13:25
蛭窪	8:50	13:26
永松集落センター	8:52	13:28
永松・松島屋商店	8:53	13:29
京岡新田ふれあいセンター	8:55	13:31
京岡集会所	8:57	13:33
宮・さかいや	8:59	13:35
深沢ふれあいセンター	9:03	13:39
宮・小沢歯科医院	9:04	13:40
下新田入口	9:05	13:41
吉田消防小屋	9:06	13:42
中川T字路	9:08	13:44
金城集会所	9:12	13:48
中川新田	9:14	13:50
山谷ふれあいセンター	9:16	13:52
下大月集落センター	9:21	13:57
上大月十字路	9:23	13:59
市有東泉田住宅	9:28	14:04
東泉田集落センター	9:29	14:05
めぐみ野保育園前	9:30	14:06
上町三叉路	9:32	14:08
小学校入口	9:33	14:09
温泉入口	9:34	14:10
六日町駅角	9:35	14:11
六日町駅前	9:37	14:13
南魚沼市役所	9:38	14:14
南魚沼市民会館	9:40	14:16
南魚沼市民病院	9:44	14:20
コメリ・原信	9:45	14:21
福祉センターしらゆり	9:49	14:25

2021年10月01日 改正

	2便	4便
福祉センターしらゆり	12:00	15:10
コメリ・原信	12:02	15:12
南魚沼市民病院	12:05	15:15
南魚沼市民会館	12:08	15:18
南魚沼市役所	12:10	15:20
六日町駅前	12:11	15:21
六日町駅角	12:13	15:23
温泉入口	12:14	15:24
小学校入口	12:15	15:25
上町三叉路	12:16	15:26
めぐみ野保育園前	12:18	15:28
東泉田集落センター	12:19	15:29
市有東泉田住宅	12:20	15:30
上大月十字路	12:25	15:35
下大月集落センター	12:27	15:37
山谷ふれあいセンター	12:32	15:42
中川新田	12:34	15:44
金城集会所	12:36	15:46
中川T字路	12:40	15:50
吉田消防小屋	12:42	15:52
下新田入口	12:43	15:53
宮・小沢歯科医院	12:44	15:54
深沢ふれあいセンター	12:45	15:55
宮・さかいや	12:49	15:59
京岡集会所	12:51	16:01
京岡新田ふれあいセンター	12:53	16:03
永松・松島屋商店	12:55	16:05
永松集落センター	12:56	16:06
蛭窪	12:58	16:08
畔地新田	12:59	16:09
畔地	13:00	16:10
小川入口	13:01	16:11
小川集落センター	13:02	16:12
土沢入口	13:03	16:13
清水瀬	13:06	16:16

令和3年6月16日
令和3年8月 日一部改正

(名称) 南魚沼市地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
南魚沼市地域内フィーダー系統確保維持計画（R4年～R6年）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>平成16年に六日町と大和町が合併して誕生し、平成17年には塩沢町を編入合併した南魚沼市は、中山間地域に位置し、豪雪地帯でもある。</p> <p>市内の路線バスは、11路線が運行しており、通勤、通学等に利用され、重要な移動手段であるとともに、公共交通機関の一つとして、環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和などの役割も果たしている。バス事業者は、国県の補助金、市の補助金を受け懸命な経営努力により路線を維持しているが、自家用車の普及、ますます進む人口減少、新型コロナウイルスの影響などにより、バスの利用者は年々減少し、市の財政負担は年々増加するなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してきている。</p> <p>タクシー事業者は、福祉タクシーの導入など、鉄道、バスではできないサービスを担い市民に利用されている。</p> <p>市民バスは、市内の公共交通空白地域の解消及び医療機関や福祉・公共施設への移動を目的に13路線で運行している。また、市内では、スクールバス、保育園バスも運行している。</p> <p>市の人口は、平成7年をピークに減少傾向にあり、世帯人員減少及び高齢化進展により、今後、自家用車を運転できない独居高齢者の増加が予想される。</p> <p>また、魚沼地域の医療再編により、平成27年6月に魚沼基幹病院、平成27年11月には南魚沼市民病院が開院した。この市内医療機関の再編に合わせて、市民バスは、旧町地域ごとに異なる運行体制を統一するとともにサービスの公平性のため有料化を行った。さらに、鉄道、路線バスとのアクセスなどの課題を解決し利用者を増やすことが大きな目標である。その目標を整理し、対応策をまとめた南魚沼市地域公共交通網形成計画を令和2年3月に策定した。</p> <p>地域公共交通確保維持事業により、持続可能で、市民との協働体制による生活交通の確保や、市民ニーズに合った最適な公共交通体系の構築を目指すものである。だれもが利用できる生活交通手段を存続させることは、市にとって必須となっている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
市民バス利用者数の目標添付 (P7)
(2) 事業の効果
市民バスの運行を実施することにより、路線バスは通勤・通学を中心とした日常の移動手段として、市民バスは路線バス等でカバーできない地域の移動ニーズに対応するとともに、通院・買い物を目的とした生活の移動手段としてそれぞれが連携し役割分担ができるようになる。公共交通としての位置づけが明確になり、効率的な運行体系が実現でき、サービスの向上や市民の外出促進につながる。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区老人会などで、バスの乗り方教室を開催する。(南魚沼市、事業者) ・ 市民バスと幹線交通との乗降場所を統一する。(南魚沼市、事業者) ・ 市民バスの運行経路に観光拠点を取り込む。(南魚沼市、事業者) ・ 市民バスと幹線交通との乗り継ぎダイヤを設定する。(南魚沼市、事業者) <p>(南魚沼市地域公共交通網形成計画 P59、61、62 参照)</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>表 1 を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>南魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>南越後観光バス (株) 銀嶺タクシー (株) (株) 魚沼中央トランスポート</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<p>平成 24 年 10 月 11 日 ・ 調査事業業務計画について合意 ・ アンケート調査について協議 ・ 実証調査について協議</p> <p>平成 25 年 1 月 28 日 ・ アンケート調査結果について合意 ・ 実証調査結果について合意 ・ 「生活交通ネットワーク計画」について協議</p> <p>平成 25 年 3 月 5 日 ・ パブリックコメントの結果について合意 ・ 「生活交通ネットワーク計画」について合意</p> <p>平成 25 年 5 月 24 日 ・ 地域公共交通維持改善事業・事業評価について合意 ・ 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について合意</p> <p>平成 25 年 12 月 25 日 ・ 地域公共交通総合連携計画について協議 ・ 運行計画について協議</p> <p>平成 26 年 4 月 14 日 ・ 「南魚沼市地域公共交通総合連携計画」について合意 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意</p> <p>平成 26 年 11 月 6 日 ・ 平成 27 年度市民バス運行計画について合意 ・ 市民バスの有料化について合意</p> <p>平成 27 年 5 月 18 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意</p> <p>平成 27 年 7 月 31 日 ・ 利用者アンケートについて報告 ・ 市民バスへの要望や課題について協議</p> <p>平成 27 年 8 月 25 日 ・ 市民バス事業計画変更認可申請について合意</p> <p>平成 28 年 1 月 19 日 ・ 地域公共交通バリア解消促進等事業の事業評価について合意 ・ 市民バスの見直しについて協議</p> <p>平成 28 年 5 月 23 日 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意 ・ 10 月からの見直し（新規路線申請）について合意 ・ アンケートの結果について報告</p> <p>平成 28 年 10 月 31 日 ・ アンケートの結果について報告 ・ 市民バスの運行見直しについて協議</p> <p>平成 28 年 12 月 22 日 ・ 市民バス事業計画変更認可申請について合意 ・ 地域公共交通維持改善事業・事業評価について合意</p> <p>平成 29 年 2 月 1 日 ・ 市民バスのバス停の新設について合意</p> <p>平成 29 年 3 月 3 日 ・ 市民バスの路線の廃止について合意</p> <p>平成 29 年 6 月 2 日 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意</p> <p>平成 29 年 6 月 9 日 ・ 南魚沼市民病院駐車場工事による市民バス路線の変更について合意</p>

平成 29 年 7 月 14 日	・ 県道塩沢停車場八竜新田線拡幅工事による市民バス「中之島・吉里コース」の路線の変更について合意
平成 29 年 10 月 16 日	・ 市民バスの運行見直しについて合意 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意
平成 29 年 12 月 27 日	・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意
平成 30 年 6 月 25 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意 ・ 「生活交通改善事業計画」について合意
平成 30 年 8 月 27 日	・ 市民バスフリー降車区間の設定について協議
平成 30 年 11 月 30 日	・ 市民バスの時刻表変更について合意
平成 30 年 12 月 20 日	・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意
平成 31 年 2 月 1 日	・ 市民バスフリー降車区間の設定について合意 ・ 市民バスのバス停の新設について合意
平成 31 年 3 月 15 日	・ 2019 年ゴールデンウィークの市民バス臨時運行について合意 ・ 市民バスのバス停の移設及び路線の新設について合意
令和元年 5 月 8 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意 ・ 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について合意
令和元年10月23日	・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」に係る課題整理について合意
令和元年12月6日	・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議
令和2年1月9日	・ 地域公共交通確保改善事業及び地域公共交通調査事業に関する事業評価について合意
令和2年1月14日	・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議
令和2年3月6日	・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について合意
令和2年4月24日	・ 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意
令和 2 年 7 月 9 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意
令和 2 年 10 月 22 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意
令和 2 年 12 月 25 日	・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意
令和 3 年 6 月 16 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意
令和 3 年 8 月 日	・ 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意

21. 利用者等の意見の反映状況

令和元年度に市民及びバス利用者を対象にアンケート調査を実施し、通院のニーズとして幹線系統との乗り継ぎの環境整備の必要性を再認識した。また、バス事業者を対象に、個別にヒアリング調査を実施した。市政ポストの提案・意見や区長要望など様々な意見を反映させるとともに、庁内関係部局とも協議したうえで、この計画を策定している。

22. 協議会メンバーの構成員

市	南魚沼市長 企画政策課
関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
公安委員会	南魚沼警察署
公共交通事業者	東日本鉄道（株）新潟支社越後湯沢駅 北越急行（株） 南越後観光バス（株） 南魚沼市タクシー安全協議会
道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所 新潟県南魚沼地域振興局地域整備部 南魚沼市建設部建設課

地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
学識経験者	長岡技術科学大学教授
市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表 大和地域地区センター代表 六日町地域地区センター代表 南魚沼市社会福祉協議会 南魚沼市身体障がい者協会 南魚沼地域商工会連絡協議会 女性代表
運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県南魚沼市六日町 180-1

(所 属) 南魚沼市建設部都市計画課

(氏 名) 大津 嘉高

(電 話) 025 - 773 - 6662

(e-mail) toshikei@city.minamiuonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

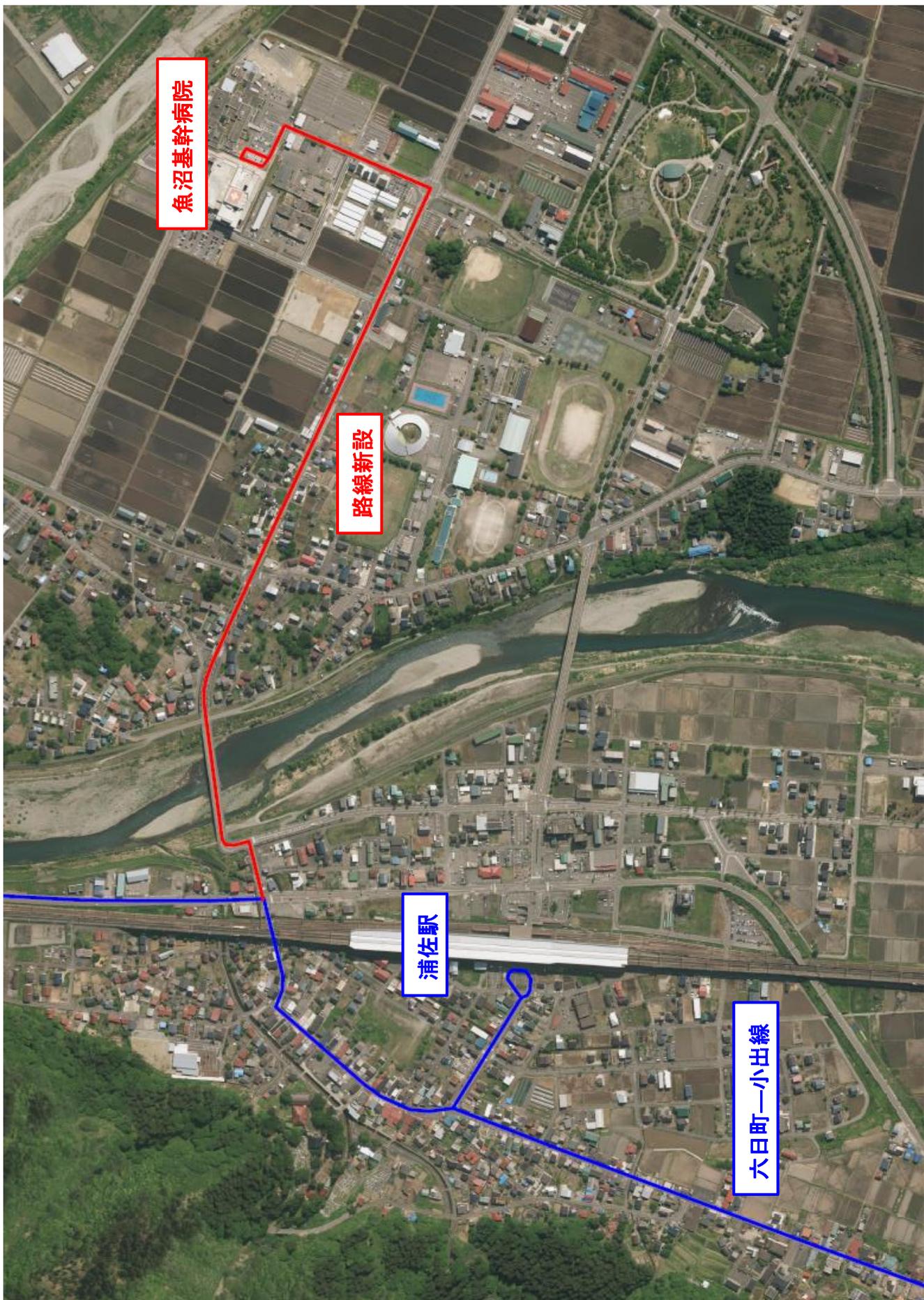
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダーシステム）

4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)	
南魚沼市	南越後観光バス(株)	(1) 城内コース	南魚沼市役所	野際・若宮様	福祉センターからゆり	往30.1km 復30.1km	245日	490.0回		①	路線定期運行	③	南越後観光バスが運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	
			清水瀬	中川新田	福祉センターからゆり	往31.4km 復31.4km	245日	490.0回		①	路線定期運行	③	南越後観光バスが運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	
		(3) 大巻・泉コース	泉新田・保育園バス停	庄之又	銀嶺タクシー前	往29.3km 復29.3km	245日	490.0回		①	路線定期運行	③	南越後観光バスが運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	
			小松沢十字路	西泉田公民館	福祉センターからゆり	往24.3km 復24.3km	245日	490.0回		①	路線定期運行	③	南越後観光バスが運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	
		(5) 石打・竹俣コース	五十嵐	塩沢庁舎	南魚沼市役所	往24.6km 復24.6km	245日	490.0回		①	路線定期運行	③	南越後観光バスが運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	
			(株)魚沼中央トランスポート	梶沢・来泉寺	塩沢庁舎	南魚沼市役所	往22.8km 復22.8km	245日	490.0回		①	路線定期運行	③	南越後観光バスが運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。



魚沼基幹病院

路線新設

浦佐駅

六日町一小出線